

## 平塚市子ども・子育て支援事業計画の概要

### 1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では、出生数の減少や出生率の低迷に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、現在の傾向が続けば、2050年には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るとされています。

こうした少子化の進行は、ライフスタイルを多様化し未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進み、結婚・出産・子育てなどに希望がもてない状況を生み出していることから、国は将来の次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定、また地方公共団体および事業主も行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

一方、現在子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる保護者は多く、特に仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められた結果、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この法律の主旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目的とし、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

そこで、本市は、こうした背景を踏まえ、平成21年度に策定した平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）や今回実施した子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の子育ての在り方についての方向性を明確にするため、平塚市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この平塚市子ども・子育て支援事業計画では、「子どもにとっての最善の利益」の確保、特に幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保を図っていきます。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」の実現をめざし、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、市町村行動計画として位置づけられるものです。この計画により、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、平塚市の独自性を踏まえながら、平塚市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、事業ごとに財政状況や事業実績も勘案しながら、計画的に取り組みを推進します。

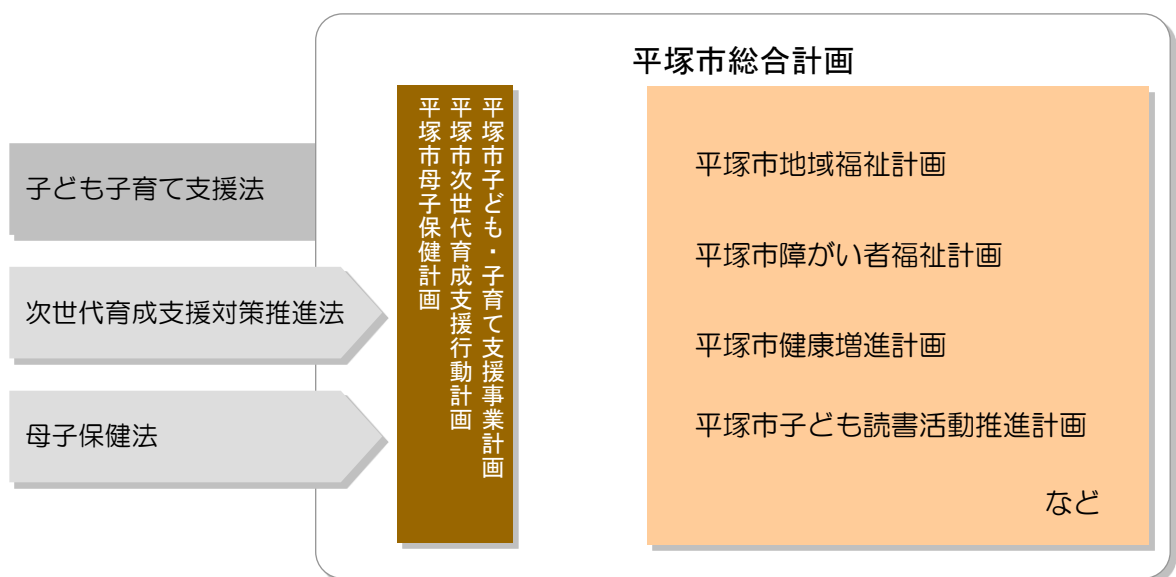
また、この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定しているとともに、母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」の趣旨も盛り込んでいます。

この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

この計画は、「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけ、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、「平塚市地域福祉計画」「平塚市障がい者福祉計画」「平塚市健康増進計画」「平塚市子ども読書活動推進計画」などの諸計画との整合および連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。さらに、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備など多岐にわたる分野があり、これらの施策、事業との相互的かつ一体的な連携をとって推進を図っていきます。

### 【 計画の位置づけ 】

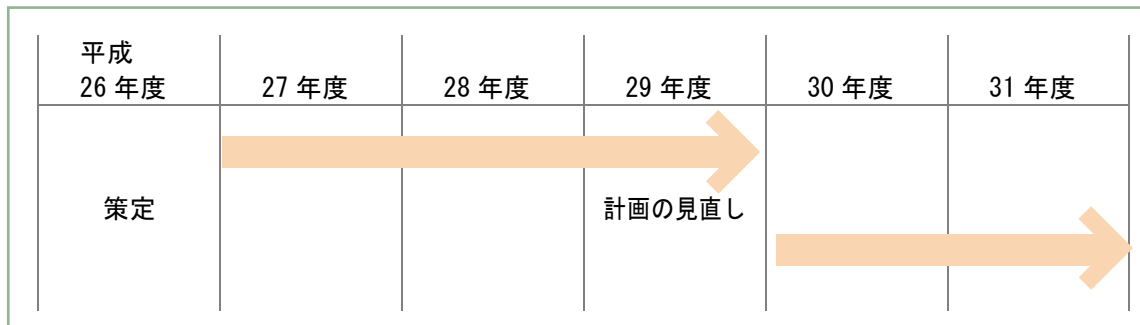


### 3 計画期間

「子ども・子育て支援法」について、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。したがって、本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】



### 4 計画策定体制と経過

#### (1) 市民ニーズ調査の実施

今回の市民ニーズ調査にあたっては、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5 歳）の保護者を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査」を実施しました。

#### (2) 「平塚市子ども・子育て会議」の開催

この計画へは子育て当事者等の意見を反映するとともに、平塚市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「平塚市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議し、計画書に反映させてきました。

#### (3) パブリックコメントの実施（予定）

計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、市民から意見を募りました。

## 計画の基本的な考え方（計画の骨子案）

### 1 計画の基本理念（案）

本計画は、平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承するとともに、平塚市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査の結果を踏まえ、平塚市のめざす将来像として、次のように基本理念を定めます。

いきいき子育て のびのび子育て ちいきで育む  
いのちきらめく 我がまち ひらつか

いのちを大切にする心。それが、子どもが豊かな人間性を持ったおとなに育っていくこと、親が子どもを慈しみ、子どもの成長、子育てに喜びを感じながら子どもを育てていくことの原点です。そして、未来の親たちにも受け継がれていきます。

それは、子育てをしている家庭だけではなく、子育てを卒業した、あるいは子どものいない家庭においても、地域のおとなたちが周りの子どもたちを温かく見守り、大切にする心へと広がっていきます。

また、草花や小さな虫や動物たち、自然を大切にする心とも相まって、いのちを大切にするまちがつくられていきます。

本市では、「いのちを大切にする心」をキーワードに、平塚に住むすべての子どもたち、すべての子育て家庭の幸せを願い、父親、母親その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという認識のもと、市民、関係機関・団体、企業のみなさんと連携しながら、家庭や地域において子育ての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるよう、次の基本理念のもと計画を進めていきます。

### 2 計画の基本的な視点（案）

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、これまで推進してきた「平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ、平塚市総合計画の方向性のもと、施政方針、アンケート調査結果からみる市民の意識や平塚市の地域特性などから導き出した、次の4つを基本的な視点として「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」と子育て支援施策を通じた魅力あるまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

## すべての子どもの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

## すべての子育て家庭の視点

子育て家庭のさまざまな事情、多様なニーズに対応できるよう、行政、市民、関係機関・団体、企業等が連携し、子育て家庭が真に必要なとしている支援を考え、取り組みを進めます。

## 次代の親づくりの視点

子どもの頃から乳幼児とふれあったり、虫や動植物など、小さいのちとふれあったりする中で、いのちの大切さ、子どものいとしさ、人を思いやる気持ちを学ぶことにより、子どもがおとなになったときに安心して子どもを生み、自信を持って子育てができるよう、次代の親づくりへの取り組みを進めます。

## 地域全体の視点

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

基本目標については今後検討をしていきます。

### 3 基本目標（案）

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと5つの基本方向を掲げ計画を推進するものとします。

#### 基本目標1 ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち

児童虐待の芽を地域全体で早期に発見し未然に防ぐなど、子どもたちが生まれながらにして等しく持っている人権が守られる地域社会づくりを図ります。

児童・生徒が乳幼児とふれあったり、自然とふれあったりする中で、いのちの大切さを肌で実感するとともに、豊かな人間性の醸成を図ります。それとともに、そのように育った子どもたちが大人になったときにも、自分の子どもを安心して生み育てられるよう、次代の親の育成に努めます。

そのため、家庭や地域における子育て力、子どもに対する教育力を高められるよう、学習機会等の充実を図ります。

#### 基本目標2 すこやかに！育って

母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするとともに、子どもの発育・発達、成長段階に応じながら一貫した健康の確保を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築きます。

また、障がいのある子どもが必要とするニーズへの対応を図り、身近な地域で安心して生活できるように支援します。

#### 基本目標3 たのしく！子育てを

子育て家庭のさまざまなニーズに応じられるよう、関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制など、地域全体で子育てへの支援を図ります。

また、子育てと仕事などが両立できるよう、保育所等における保育内容の一層の充実を図るとともに、父親の働き方等に対する職場の意識改革や子育て家庭への支援制度の普及を促進します。

## 基本目標 4 のびのび！学んで

子どもたち一人一人の個性をのびしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、教育内容の充実と学習環境の向上を図ります。

## 基本目標 5 ほっと！安心のまちを

子どもたちがのびのびと安全にまちで過ごせるよう、交通安全や治安の向上を図るとともに、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、子育て家庭に配慮したまちのバリアフリー化に努めます。